

【更新】新型コロナウイルス・ワクチン関連情報(NSW 州ブースター接種)

【ポイント】

●NSW 州政府は、18歳以上のブースター・ワクチン接種の接種間隔を短縮し、1月21日(金)以降、ワクチン2回目の接種後3ヶ月の間隔を空ければ州政府が運営する医療機関でのブースター接種が可能となると発表しました。

【本文】

1 NSW 州政府は、18歳以上のブースター・ワクチン接種の接種間隔を短縮し、1月21日(金)以降、ワクチン2回目の接種後3ヶ月の間隔を空ければ州政府が運営する医療機関でのブースター接種が可能となると発表しました(現在は4ヶ月の間隔が必要)。州政府が運営する医療機関以外での接種間隔の変更については、今後、州政府から発表がある予定です。

2 当館ウェブサイトでは、新型コロナウイルス・ワクチン関連情報(最新情報入手先、ワクチン接種対象者、ワクチンの種類、接種場所と予約方法、本邦での一時帰国者向けワクチン接種事業、参考情報)を整理して掲載しています。今般、18歳以上のブースター・ワクチン接種に関する最新情報や、5歳から11歳までの人を対象とするワクチン接種に関する最新情報等を含め、一部内容を更新しましたので、下記リンクにアクセスしご活用ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220119covid_vac.pdf

3 予防接種に関する判断に際しては、上記リンク先に掲載した政府当局のウェブサイトなどを参照し、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただくとともに、最新情報をご確認ください。

○NSW 州政府メディアリリース

(1月19日(水)州政府発表:ブースターの接種間隔を2回目接種後3ヶ月間に短縮:1月21日(金)から)

https://www.nsw.gov.au/covid-19/vaccination/get-vaccinated/boosters?fbclid=IwAR0PUjAurv6qZq58mS1Q-0RVjF949Uy_cXHAAtXzU0UOjueQH_HH1ctxzOs4

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney
Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>